

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 4 月 17 日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
青森県県有林 森林吸収プロジェクト (幸せの青い森プロジェクト)			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	青森県知事 三村申吾 (アモリケンチ ミラシゴ)		印
住所	青森県青森市長島一丁目1番1号		
代表者氏名	三村申吾	代表者役職	青森県知事
担当者氏名	佐藤文宏	担当者 所属部署・役職	青森県農林水産部 林政課企画グループ 主査
担当者 E-mail	fumihiro_sato@pref.aomori.lg.jp	担当者電話番号	017-734-9507
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	青森県		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	青森県		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	社団法人 日本能率協会 地球温暖化対策センター		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト概要	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b>                      青森県では、約 5 4 0 ha の県有林を管理しており、良質な木材の生産を図ると共に、水源のかん養や土砂の流出の防備、二酸化炭素の吸収機能をはじめとする森林の持つ多面的な機能を高度に発揮させるために適切に森林の整備を行うなど、県民が安心して生活できる森林づくりを進めている。一方、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能は、地球温暖化対策として世界的に重要視されているが、国内では木材価格の低迷などから、二酸化炭素の吸収力を高める間伐作業が遅れている状況にあり、本県においても同様である。                      そのため、青森市横内地内の八重菊県有林について、間伐実施林 (39.67ha、杉のみ) の二酸化炭素吸収量を J-VER 制度に基づきクレジット化し、企業等に販売して得た資金による森林整備を実践することで、県民の幸せな暮らしを守る森林を社会全体で支えていく仕組みの普及を図る。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b>                      実施規則、ポジティブリストに準拠している。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b>                      森林法に基づく伐採届を提出しており、法令を遵守している。</p> <p><b>【採用技術】</b>                      (1) 面積測定器：ポケットコンパス S-25 (メーカー：牛方商会)                      (2) 樹高測定器：パーテックスⅢ (メーカー：ハグロフ社)                      (3) 胸高直径測定器：林尺 (メーカー：牛方商会)                      (4) GPS：Oregon 300 (メーカー：GARMIN)</p> <p><b>【モニタリング方法】</b>                      本計画地はなだらかな地形に位置することから、近接するモニタリングポイントを7つにグルーピングし、それぞれにモニタリングプロットを設定した。この7箇所のプロットについて、林政課企画グループの J-VER 担当者が出先機関等と協力し、モニタリング調査を行い、吸収量を算定する。</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b>                      R001 (Ver. 5. 0) - 森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論に準拠している。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b>                      吸収量算定責任者 (以下算定責任者) を林政課企画グループマネージャー、吸収量算定確認者 (以下算定確認者) を林政課企画グループサブマネージャー、吸収量算定担当者 (以下算定担当者) を林政課企画グループ J-VER 担当者、内部監査員 (以下監査員) を林政課長とした。算定担当者は、吸収・排出活動の把握、吸収・排出量データの算定、モニタリング報告書の作成を実施する。</p>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

<p>算定確認者は、算定担当者が実施する内容が正しく行われているか確認する。算定責任者は、モニタリング報告書の作成やデータ管理・保管等の実施に責任を持ち、未実施の場合は関係者に対して、是正させ、監査員はそれらの内容について、監査する。</p> <p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <p>(1)教育・訓練 算定担当者は、モニタリング実施時に林政課及び出先機関の職員などに対し、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明を行う。</p> <p>(2)情報の管理 モニタリング報告書作成時、算定責任者は、検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データを文書化し、プロジェクト期間終了後、林政課内若しくは書庫に保存する。</p> <p>(3)データの確認 モニタリング報告書作成時、算定担当者は、収集単位の確認、野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等のデータチェックを、算定確認者など複数人で行う。</p> <p>(4)内部監査 監査員は、モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、モニタリング体制、ガイドライン等に対し、組織が適切な活動が実施されているか、効率よく機能しているかについて、プロジェクト計画書作成時、若しくはモニタリング報告書作成時に確認する。課題や問題点があった場合は、是正措置を講じる。</p>							
プロジェクト実施場所		青森県青森市横内字八重菊 5 9					
<方法論 R001・R002・R003 のみ>		39.67 ha					
プロジェクト対象面積							
プロジェクト期間		2009年4月1日 ~2013年3月31日(4年0ヶ月)					
クレジット期間		2009年4月1日 ~2013年3月31日					
プロジェクト計画開始届提出日		2010年9月13日					
妥当性確認終了日		2012年3月22日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO2		306	436	447	480	1,669
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドライン ( 森林管理プロジェクト用) ver. 4. 1					
適用方法論		方法論番号	R001 ver. 5. 0				
		方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)に関する方法論				

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<b>ダブルカウントの防止措置</b>		
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防 止措置内容	<p>以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.pref.aomori.lg.jp/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上